

売買による名義書換に必要な書類

〒321-1272 栃木県日光市今市本町19番地2

司法書士 福田滋一

TEL 0288-21-5327

FAX 0288-21-5329

売買により名義を書き換えるには、以下の書類が必要です。以下、特にことわらない限り、1通で足りません。

1. 売主の必要書類

(1) 売買する不動産の権利証

(2) 印鑑証明書

(3) 実印

(4) 売買する不動産の評価証明書（手続きをする年度のもの）

(5) 顔写真付身分証明書（運転免許証、パスポート等）

*ご本人の本人確認は必須ですので、家族等の代理人による手続きは認められません。

2. 買主の必要書類

(1) 住民票（複数の方が買う場合には、その全員の分）

(2) 認印（買主は実印でなくても足りませんが、混乱するようなら、全員実印をご用意いただいた方がよいかもかもしれません）

(3) 顔写真付身分証明書（運転免許証、パスポート等）

*未成年者が含まれる場合には、親権者が代わりに押印することになりますので、親子関係がわかる戸籍謄本と本籍地の省略されていない住民票が必要。

*売主の、

法務局に届けてある住所・氏名（登記簿上の住所・氏名）と印鑑証明書の住所・氏名が異なるときは、前提として、その住所や氏名を直さなければなりません。

そのために、

①住所の変更の場合 ～ その変更がわかる住民票(本籍地入り)か戸籍の附票

②氏名の変更の場合 ～ その変更がわかる戸籍抄本と住民票(本籍地入り)か戸籍の附票

が、必要になります。